

家号語彙研究の構想

岡野信子

はじめに

「家号」また「家号語彙」ということは、今日の多くの人々には耳慣れないことばであろうか。家号には、その命名者に注目する時には二種が認められるが、地域社会内で通用してきた家の呼び名とひとまず規定しておく。一社会の家号語彙はその社会を形成している家々の家号の総体である。本稿でははじめに家号をとりあげてその歴史を見、命名・造語について考察する。次に諸社会、諸地域の家号語彙を比較してその社会差・地域差を見る。最後にそれぞれの地域社会の中で家号がどのように意識され運用されてきたかについて述べる。

これまで、諸地の家号語彙の研究・報告は一九七五年以来、注にあげたように行なっている。また「屋号語彙研究ノート」²⁾「家号研究の心理学的見地」³⁾「家号語彙の研究―研究の体系的推進を目指して」⁴⁾「家号考」⁵⁾なども書いてきたが、この稿で家号語彙研究の構想を整理してみる。述べるべきことは多岐にわたるので簡潔な記述を心がけたい。

家号語彙研究の構想

一、家号の研究

1、家号

家号は「家」に名付けられた名である。その「家」とは、祖先から継承してきて、家長を中心とする家族（使用人がいる場合は使用人も含む）によつて構成されている生活体である。そして家族は集落内のある場所の、ある家屋に定住し、その所属する社会の一単位として機能している。以下に家と言う時にはこの意味である。今日ではある家を話題にのぼせる時には、一般に姓に「の内」「の家」「トコ（所）」「ガタ（方）」などを添えて言う。地域社会内では戸主の名にこれらの接尾辞を添えて言う地方もある。これらの一方に、地域社会内の家々を家号で話題にのぼせている地方もある。

ところでこの「家号」という語はいわば共通語である。これを「屋号」と書くことも多いが、今日「屋号」という文字は商家の屋号または歌舞伎俳優の屋号を連想させるので、私は今は「家号」と書く。以前は「屋号」と書いた。「家称語彙」とも言っている。文献上には「屋号」「家号」の両表記が見える。

さて「ヤゴ（家号）」は共通語であるとともにかなり広い地域

の地域語でもある。これを「イエナ（家名）」と言う地域もある。江戸時代、商家のいわゆる屋号を「家名」と言った例は井原西鶴の『日本永代蔵』の中などにも見えている。当時は共通語であろうか。『総合日本民俗語彙』には「屋号を家名という土地は広い」とある。早川孝太郎「家名のこと」（『民俗学』三卷十二号、一九三二）には、三河から信州にかけてエナ・エーナ・エナと言うとある。一九九七年の今日、山口県下、周防域の諸地でも「イエナ」を聞くが、「ヤゴ」に取り替えられつつある。沖縄では「ヤーンナー」（家の名）であるが、「八重山の人名及び屋号」（宮良當社全集15）第一書房一九八二）には「ヤー・ヌ・ナー」とある。

一方「カドナ」（門名）は島根県・山口県・福岡県・長崎県の彦岐・対馬などで聞くが、「カドナとは農家集落で言い、ヤゴとは漁家集落で言う」と区別する所もある。静岡県榛原郡の御前崎町、静岡市の旧大川地区、福岡県宗像郡玄海町地の島などは、「ヤゴ」とも「トリーナ（通り名）」とも言っている。「通り名」とは「近隣社会内の通称」の意味である。また富山県砺波郡植生村植生（現在は小矢部市植生）では「イミナ」（忌み名）と言った（坂田美紀子氏の教示による）。秋田市新屋町船場では「アザナ」（渾名）と聞き、萩市見島では「シコナ」（醜名）とも聞いた。静岡県の浜名郡新居町や磐田郡竜洋町掛塚など言う「ヒコナ」は「シコナ」の音変化語であろう、あだな家号を言う名である。なお『総合日本民俗語彙』には、熊本県球磨郡神瀬村大槻で「カブナ」（株名）と言ひ、宮崎県臼杵郡椎葉村で「コナ」（小名）と言ったとある。

今日、これらのさまざまな名称のうちで、「ヤゴ」は町の商家の

家の名をも農漁村の家の名も言うが、「イエナ」以下の名称ほとんど村の農家・漁家の家の名を言うことばである。

2、家号の種類

家号にはたとえば「ソラ（空）」や「亀屋」のようなことは家号と「㊦」（マルヤマ）や「㊦」（カネダイ）のような記号家号とがある。そしてことば家号には、集落内の人々が誰言うとなき言い始めてしぜんに入々の共感を得、やがてその家の名として定着した名と、その家のみならずから名乗り出た名との二種がある。前者を共同命名の家号、後者を名乗り家号と呼ぶ。一方、記号家号の命名、すなわち記号化はその家で行なわれた。記号家号は名乗り家号である。

3、家号の歴史

共同命名家号と名乗り家号では、共同命名家号の方がより古いであろう。その時期を厳密に言うことはできないが、家を単位とする集落社会生活が営まれはじめれば、当然、近隣の家々を何らかの名で呼ぶ必要が生じてくる。そしてその名はやがてその家の呼ばれ名——共同命名家号——として、その社会内に定着したと推察される。

一方、名乗り家号と思えるものは、私の目にはいる範囲では、室町前期の公家日記『康富記』（一四〇一—一四五五）に見えるものもつとも古い。この書物に奈良の旅館の「亀屋」の名が見えることは、すでに本居宣長（一七三〇—一八〇一）が晩年の著『玉勝間』に記している。『康富記』にはこのほかにも旅館の名の「魚屋」「鯛屋」「椿屋」「太刀屋」が見え、酒屋の家号の「菊屋」も見えてゐる。いずれも一四〇〇年代である。

地方文献では福岡県遠賀郡芦屋町の金台寺（時宗）に蔵されて

いる室町期の過去帳に、家号的、あるいは家号かと思えるものを見ることが出来る。それは一般時衆の戒名の右肩に記された「金屋」「釜屋」「桶屋」「紙衣屋」「念珠屋」「角屋」「嶋屋」などである。これらの多くは生前の職業であろう。が、たとえば「釜屋 市上童子」(天文十二、一五四三)などは「釜屋の子であった市上童子」と読めて「釜屋」は家号のようにも受取れる。また「角屋」は住居の位置を言ったものかと思えるがこの名は近世以降の家号にも見える。「鳥屋」は明らかに家号である。

また『山口県史中世資料編1』(平成八年、山口県)に収められている「山口祇園会毎年順勤人数事」(天正十一年、一五八三)にも家号かと思える名があがっている。すなわち「たるや」「紅屋」「鈴や」「ふさや」「堂前」などの名が、個人名の上や肩に、あるいは単独で記されている。(室町期の家号については別稿で発表の予定である)

江戸時代の名乗り家号については本居宣長が『玉勝間』(寛政六年)文化九年、一七九四―一八二二)の中で、また松井輝星が『它山石』(弘化二年、一八四五)の中でふれている。私が福岡県遠賀郡芦屋町の二、三の寺で拝見した過去帳は江戸初期以降のものであったが、これにも戒名の下に、住所あるいは名乗り家号と思える名が記され、俗名がその下にあった。政府は明治三年に「自今平民苗字差許候事」と太政官布告を出し、明治八年には「自今必苗字相唱可申」と再度布告を出している。しかし私の拝見した過去帳では、明治七年には苗字の記されているのはまれで家号を記したものが多く、明治十五年には姓と家号を併記した例が見られ、明治十六年以

降は家号の記載は見えなかった。このように公的な場面では家号は消えていったが、近隣社会生活の中では今日も家号の生きている所がある。今日の状況については「三、地域社会生活の中の家号」で述べる。

記号家号の記録されている早いものは、私の眼にした範囲では平秩東作の『東遊記』(天明四年、一七八四)である。著者は上ノ国(北海道檜山郡上ノ国町)で船機・あば板など漁猟に使う品に家の印しのあるのを見たとき記している。また松浦武四郎(弘)の『蝦夷日誌』(嘉永三年、一八五〇)には、甲という漁家に宿泊したという記述がある。これは北海道のカカリ洞村、現在の砂原町掛間に宿泊した際の記録である。もともと商家ではこれらの家印家号すなわち記号家号は商標と考えられていたのかもしれない。『新北海道史』第二巻通説一(北海道、一九七〇)には、宝暦二年(一七六二)の、松前・江差に店舗を持つ商人の姓名・住地・商標・家号があがっているが、漁家で家号とするものはここでは商標とされ、「恵比須屋」「和泉屋」の類を家号とする。

本土域では、たとえば宮崎県牡鹿郡女川町江島では、平成九年の今日、島の総戸数は六十一戸のうち五十戸に家印屋号があつて、日常に使用されている。このように記号家号は主として漁家または商家にあるが、北海道にも四国の徳島県にも、農家が記号家号を持っている状況もある(元木一江・新居理恵「徳島県阿波郡の屋号語彙」『うずしお文藻』第4号、四国女子大学国文学研究室、一九八七年)。

4、家号命名の諸相

(1) 命名視点

ことば家号の命名視点は次のように見分けられる。

① 人物名を言う家号

これの基本的なものは、「チューゼム」「チューグ」(忠左衛門)のように初代の名を言うものである。このほか女性名を言う家号もときにあり(オイトヤ)、夫婦名を合わせたもの(オマンリキーオマンと力太郎)、分家戸主名に本家家号を冠したもの(ツンチョー―鶴屋・長五郎)、先祖名に家屋の所在場所を冠したもの(カドシロ―角の四郎兵衛)、家号・姓と戸主名を合わせたもの(イセキュー―伊勢屋・久兵衛)と多い。いずれも家の成り立ちを言おうとするものである。

② 夫婦の姓をふまえた家号

島根県隠岐郡五箇村^{こおち}郡の「藤重」^{ふじしげ}は夫の姓の藤田と妻の実家の姓の重柄^{おもす}の一字ずつを取って合わせた分家家号である。

③ 本家・分家を言う家号

これの内部は④本家・分家を言う普通名詞の家号化、⑤接辞利用によって本家・分家を示すもの、⑥「枝」「脇」などの漢字の意味を利用した分家家号、⑦本家家号を踏まえた分家家号、⑧同名異字の本家分家家号と、多様である。具体例は「家号語彙の研究―研究の体系的推進を目指して」⁽⁴⁾を御覧いただきたい。

④ 家格・家歴を言う家号

「庄屋」^{しやうや}・「肝煎り殿」^{かんせんどの}などは命名された時代のその家の戸主の役職を言った家号であり、「本陣」^{ほんじん}は藩政期にその用を勤めた家の家

号である。これらはまわりの人々の名付け、すなわち共同命名家号である。

⑤ 所有田畑名を言う家号

山口県柳井市^{りゅうみ}日積^{ひづみ}でこの種の家号を聞いている。長崎県杵岐島勝本町にもある(杉村孝夫「杵岐の屋号・門名―勝本町片山觸と郷ノ浦町渡良浦の家称語彙の比較」『福岡教育大学国語国文学会誌』23 一九八一)。

⑥ 居住場所を言う家号

どこに住んでいるかはその社会の人々の注目するところで、その地名・地形・位置を言い、あるいは目標となる社寺・堂祠・溪流・岩石・樹木などを言ってすなわち家号とする。また「札場」^{ふだば}(高札場)などと、居住場所の来歴を言った家号もある。

⑦ 家屋の状況を言う家号

「イグラヤ」(瓦ぶきの家屋)・「中門屋」^{ちゅうもんや}(中門造りの家屋)などと、家屋の状況を言う家号もある。住んでいる家屋も、その社会の人々の注目するところであった。

⑧ 出身地・一時期の出先地を言う家号

どここの出身であるかは、転入した人にも、また迎え入れた社会の人々にもともに関心の深いことで、それを家号に言ったものは、名乗り家号にも共同命名の家号にも多い。またたとえば一時期下関市に出ていて帰郷した家を「馬関」^{ばかん}(赤間関(赤馬関)下関市)と呼んだ家号もある。定住が常であり、移動は注目に値することであった。

⑨ 生業名を言う家号

「米屋」「酒屋」「鍛冶屋」などは諸社会に共通する家号である。

これらとともに「燃屋―製糸業」（神奈川県津久井郡津久井町）、「村下屋―ムラゲの職であった人の家。ムラゲは踏鞴製鉄で踏鞴の

火加減を見るもつとも重要な役」（島根県瀬摩郡仁摩町宅野）、「渡海屋―回漕業の家。幕末の頼母子講帳には「東海屋」と記す」（下

関市安岡）等々、それぞれの社会の、命名時の特徴ある生業事情を見せるものがある。全国の家号の上に見える生業を整理すればかなりの数となり、諸職一覽の状況を呈するであらう。ただし農業と漁業とは家号とはなっていない。

⑩ 持ち船の名を言う家号

回漕業の家をその所有する船の名で呼ぶことがある。漁家集落では漁船の名でその家を呼ぶことがある。

⑪ 願望・理想を言う家号

「蛭子屋」・「大黒屋」などは福神の加護を頼む心を託した家号であり、「松屋」・「亀屋」などは千年の松、万年の亀にあやかつて家運が末永く栄えることを願う心を託した家号である。この類の家号はさまざまに多い。また「金屋」が「叶屋」、「植木屋」（出身地名の家号）が「有益屋」のように好字を借りた家号もある。諸地にある「十一屋」は、一割の利益をという商家の心構えを家号としたものである。願望・理想を言う家号は言うまでもなくすべて名乗り家号である。

⑫ あだな家号

命名時の戸主のあだながそのまま家号となっているものが、東北地方から九州・沖縄まで諸地にある。これは言うまでもなく呼ばれ

名、すなわち共同命名の家号の中にある。純農村ではまず聞けず、漁業社会や商業社会で聞くことがある。家号の命名・造語が小社会の人々の一つの楽しみであり、同時になんらかの規制力を持つていたかと推察される。

以上、ことは家号の命名視点をとりあげてその命名事情を見てきたが、記号家号の造形事情はいかがであろうか。今、北海道茅部郡南茅部町尾札部見日の一〇一家号でその状況を見ると、その造型は、1. 一家繁栄の願望の記号化、2. 本家家号の継承と展開、3. 夫の本家家号と妻の実家の家号の合成、4. 戸主の名または姓にあやかつた家号 のように整理できて、ことは家号の命名視点にかなり近い。もつとも記号家号には生業を言うもの、居住場所を言うものなどはない。それらは記号化しにくいものであるとともに、人々はその記号化の必要を感じなかつたのかもしれない。

(2) 命名の改変

先に家号の種類でもふれたように、共同命名家号の場合、その命名は言うまでもなく自然発生的である。つまり誰言うことなく言いはじめ、その小社会の人々の共感、賛成の意向によつて定着する。一方、名乗り家号の場合は一家創立を祝う席で親戚の主だった人に命名してもらい、集落の人々に披露するといった形をとることもある。また商家の場合はいわゆる暖簾分けで主家の家号をそのまま名乗ることもある。記号家号はその家の創作である。たとえば北海道茅部郡南茅部町尾札部見日では、一家創立時戸主がみずから作るものが多かつたが、本家が家号を作つて与えることもあつたという。また寺の住職や漁業組合に命名を依頼した例もわずかながらあつ

た。

ところで家号の改変には集落の人々の意向が大きくかわる。たとえば鳥根県邇摩郡仁摩町宅野の「川吉屋」という家号は有線の電話簿にも記載されているが、集落の人々は「桶屋」と呼んで話題にのぼせることが多い。「桶屋」はこの家の古くからの共同命名家号である。何代か前の人が桶屋を営んでいたのであろう。集落内の人々がその必要を感じないかぎり、新しい名には移っていきにくい。

(3) 家号の上に見られる日本人の家意識

家号の諸相は、その命名も使用も活発に行なわれていた時代の日本人の家意識、そして家の実態を見せている。すなわち家は祖先から継承し、家長によって統轄されている生活体である。先祖の名、家長の名が家号の上言われる所以であらう。継承の過程においては当然本家・分家の関係が生じ、その関係も重視される。また生活体としての家は一定の場所と家屋と生業を有して地域共同体を形成している。そして個々の家はそれぞれ家の理想あるいは願望の下に運営されており、同時にその地域社会の人々の批判の対象ともなる。家に対する批判は家長その人に向けられる。家号の上にはこのような「家」像、「家」意識が見えている。

5、造語法

(1) 他分野の固有名詞の転用

人名、地点名、また船名がそのまま家号となる状況は、「4、家号命令の諸相」に見えている。「その名の人の家」「その名の場所にある家」「その名の船を所有している家」の「家」を内在させた造語である。人名転用のものには敬称接尾辞の「サマ・サー・マ」(様)、

愛称接尾辞の「チャ」(ちゃん)を添えた家号もある。これらは共同命名家号である。

(2) 一般名詞の転用

本家・分家称、家格・家歴を言う語、地形語、方位語、位置語、家屋用語、岩石名、植物名、生業名など、広い分野の一般名詞がそのまま家号となっている。その状況は命名視点の項で見てきたとおりである。

(3) 接辞の利用

家号であることを示す接尾辞に「屋」がある。「家」は「オドエサ エグ」(音の家へ行く)(秋田県川辺郡雄和町女米木)のように用いるが、家号を聞くと「オド」と答える。ただしその一方で「フンジエ」(藤の家)は家号であるとも言う。「家」は家号接尾辞としては不安定なように思えるが、酒田市新堀地区の生活誌『さざなみ』(一九八四)の「家号又はよび名」の欄に「福蔵家」「うばちゃ家」などもあった。

分家表示の接尾辞としては沖繩にウヰマ(小)があつて「クミシグワ」(米須小)・「タカラヤグワ」(高良屋小)(今帰仁村謝名)のように言う。「米須」「高良」は姓である。真田ふみ氏の『越中五箇山方言語彙』6(一九七八年)には「竹丸」は竹中姓の家の分家、「高丸」は高野姓の家の分家とある。「丸」は分家表示の接尾辞であるうか。鳥根県隠岐郡五箇村郡では「枝」「岐」「脇」「崎」が分家表示の接尾辞風に用いられている。すなわち「分枝」は「今新屋」の分家、「安岐屋」は「安部」の分家、「幡脇」は「八幡屋」の分家、「花崎」は「花屋」の分家である。同じ鳥根県の邇摩郡仁摩町宅野

では、たとえば「今屋」の分家に「今野屋」「今出屋」「今古屋」があり、「中田屋」の分家に「中野屋」「中木屋」がある。「野」「木」(岐の意味か)「出」「吉」なども分家表示の接尾辞風である。

接頭辞としては「大」「小」がよく利用されていて、たとえば、「大西」は本家、「小西」は分家である(隠岐郡五箇村郡)。「大」はまた位置表示の接頭辞でもあって「大空」は集落の中の最も高い位置にある家の家号であり、「大西」は集落の最西端の家の家号である。

(4) 複合法の利用

「キタローエモチ」(喜太郎という家号の家の分家)(酒田市新堀字豊森)、「ハマジンダ」(浜に住居のある甚左衛門家)(秋市見島)、「ケヤキデージン」(樺大尽―屋敷内に大きな樺の木のある地主の家)(高崎市長野地区―杉村孝夫氏の教示による)のように自由に複合の造語が行なわれている。なお、「東の古屋」(集落の東に住居のある本家(防府市野島)のように助詞「ノ」で両語を合わせた家号も多い。

6. 家号の上に見られる命名造語文化

家号を命名・造語の視点から分析的に見てきたが、これを総合的に見れば、そこには庶民の言語文化の諸相が見えている。共同命名家号は命名も造語もおおむね素朴であるが、その命名の諸相はしぜんに人々の家意識を見せる。また分家家号や生業家号などにはかなり方言色も見える。あだな家号にはおおらかな哄笑が聞こえ、ときに鋭い批評心理を見せる。一方、名乗り家号を見る時には、庶民の言語文化、漢語文化のレベルがかなり高いことを感じる。たとえば

家号語彙研究の構想

隠岐の五箇村郡には「柳陽」という家号の家があった(現在はないう)。この家の本家の姓は柳原、家号は「川端」であった。「柳陽」という家号は本家の北側に居を構えたことを言う家号であろうが、「陽」が「川の北」の意味であることを知っているのは、かなり高度の漢字知識である。かりに土地の識者に命名してもらった家号であっても、その意味を十分に理解するだけの教養があったと思える。明治四十五年(一九一三)までの家号一覧には見えないのでそれ以降の命名であろう。

商家の家号の「十一屋」は江戸期には見えている家号であるが、これは「候時転レ物、逐一什一之利」(『史記』)を知っていて、商家の心構えを託した家号であろう。かりにそれが寺小屋の師匠などに依頼しての命名であったとしても、商家の人々に漢語理解の素養は十分にあったと察せられる。

ところで「十一屋」という家号は今日、かなり広く全国にある。私の聞き得ているのは群馬県高崎市、滋賀県の彦根市・近江八幡市・高月町・甲南町、京都市、島根県邇摩郡仁摩町仁万、山口県防府市大道、福岡県遠賀郡芦屋町の「十一屋」で、これらの中には現にその家号で業を営んでいる家もあり、単にその名が伝わっているだけの家もある。

名乗り家号の中にこのような全国的な分布状況を見せるものもあるのは、ひとつには商人の移動やいわゆる暖簾分けによって広がったのであろう。また一方には旅行などの見聞によってさまざまの家号を知り、かなり自由に模倣したかとも推測される。

二、家号語彙の研究

諸社会、諸地域の家号語彙を比較し、家号の社会差、地域差を考察する。「一、家号の研究」に多くの頁を費やしたので、以下、簡略記述に従う。

1、諸社会の家号語彙

(1) 農業社会の家号語彙と漁業社会の家号語彙

一例として下関市安岡地区の福江町林の家号語彙と安岡浦の家号語彙を取り上げる。両地点の家号については、「イナカ(田舎)の門名とウラ(浦)の屋号」下関市安岡地区の「ばあい」で述べている。ここにはその家号状況を表示して要点のみを述べる。昭和五十九年(一九八四)現在、林は一二七戸の農家集落であるが、この中には戦後に転入した非農家の家々も多く、得られた家号数は八九であった。一方、安岡浦は町中の一区画の漁家集落で、大浦と脇浦の漁家は合計一一〇戸、ここでは六三家号を聞いている。この家号数は当時すでに他出あるいは絶家の家々の家号をも入れた数である。安岡浦は藩政期以来漁業で栄えたが、一方、回漕業の家や商家、諸職の家々もあったので、単純な漁家集落ではないことをおことわりしておかねばならない。両地の家号語彙の内部は次表のように整理される。

この表の上には林と安岡浦の家号語彙差が明らかである。農村の林の家号はすべて共同命名のものであって、家号語彙の内部を見ると、本家・分家を言う家号、家屋の所在場所を言う家号、家屋の状況・由来を言う家号の合計が家号総数のおよそ九〇パーセントである。農村の人々は地域共同体内の家々をそのように認識していたの

福江町林の門名と安岡浦の家号

門名・屋号の種類		門名・屋号の実数と比率			
		林 %		安岡浦 %	
本家・分家を言うもの		32	36.0	3	4.8
家屋の所在場所を言うもの		44	49.4	4	6.3
家屋の状況・由来を言うもの		4	4.5	2	3.2
生業家号	生業名を言うもの	7	7.9	11	11.5
	船名を言うもの	0		3	4.8
	嘉名を言う名乗り家号	0		5	7.9
出身地を言うもの		0		10	15.9
人名を主要素とする家号	個人名を言うもの	0		1	
	人名に居住場所を冠したもの	0		2	
	人名に生業名を冠したもの	0		5	
	人名に特技を冠したもの	0		2	
	村相撲のしこ名を言うもの	0		1	
	姓と名の合成家号	0		6	
	夫婦・父子の名を合わせたもの	0		6	
	小計			23	36.5
あだ名的なもの		1	1.1	0	
その他		1	1.1	2	3.2
計		89		63	

である。

一方、安岡浦の家号では人名を言う家号が家号総数の三六・五パーセントで最も多い。ただしそれは近畿以東に多く見られる素朴な祖先名家号でないことは、表の上に見えておりである。その中には「鱈虎」(鱈の一本釣りの名人虎吉の家)や「梶亀」(梶取りの名手亀吉の家)のように、個人の能力を称賛した家号もあつ

て、農業社会と漁業社会の家意識の差異が見られる。この浦にも「本屋」「古屋」「隠屋」のように、本家・分家を言う家号もあった。が、「本屋」は「網屋」(網元の家)あるいは「国源」(国弘源吉の家)と呼ばれるようになり、「古屋」は「崎吉」と、その所有する船の名で呼ばれるようになった。農家心理から漁家心理への推移が見られる。安岡浦にはまた「松屋」「海老屋」などの嘉名の名乗り家号もあり、「小倉屋」「豊後屋」「矢玉屋」「宇多屋」などの出身地を言う家号もあつて商業社会的な一面も見せている。

(2) 商業社会の家号語彙

商業社会の家号語彙の一例として、福岡県遠賀郡芦屋町(芦屋・山鹿)の家号を取り上げるが、詳細は別稿にゆずる。ここは室町時代には優れた工人たちによつて茶釜や梵鐘の製作された所であり、江戸時代には旅行き商人(肥前の伊万里の陶器を大量に買い取り全国に売り広めた豪商)八五家の町として栄えた。やがて明治時代に入ると筑豊農田の石炭の積み出し港として繁栄を誇つたが、明治十四年(一八九二)に開通した鉄道はここを通らなかつた。以来、町の石炭景気は終息して今日に至つてゐる。現在、この町では古くからの家号をかかげて営業している商家はまれである。採録した二四四家号は、高年者が記憶しているもの、あるいは寺の過去帳その他の文献、社寺に寄進された灯籠などに刻されているものであり、それらのほとんどは名乗り家号である。今、命名視点に注目してそれらを分類し、一、二の具体例をあげていく。

① 生業を言う家号 三八家号

「米屋」「鍛冶屋」など、諸社会に一般に見られるものとともに

「掛屋」(金融業か)「銭屋」(両替屋)などもある。転業しても家号は変わらない。

② 船名を言う家号 一四家号

「大黒丸」などの船名家号を生業家号に準じるものと見る。寺の過去帳に船名家号の見えることはまれであり、社寺に寄進された灯籠などには「若松屋大黒丸」のように刻してある。船名家号は正称ではなく、通称的なものかもしれない。

③ 旧国名、市町村名を言う家号 四一家号

「小倉屋」「津野屋」などと近隣の町村名を言うものは出身地家号であろう。「大和屋」「阿波屋」「筑前屋」などと旧国名を言う家号、また「江戸屋」「堺屋」「関屋」などと都市名を言う家号の中には、出身地を言うものもあるかもしれないが、多くは商取引先のあつた国名、都市名であろう。

④ 「家号十戸主名」「姓十戸主名」の簡約家号 二八家号

「万徳」(万屋徳右衛門)、「大松」(大内松吉)の類は、寺の過去帳には一例を見ただけである。近隣の通称であつて、正式の家号とは考えられていなかったのかもしれない。家号の上に名を残しているのは、家業の創始者である。

⑤ 住宅の所在場所名を言う家号 一三家号

この類の家号は比較的少ない。

⑥ 嘉名・佳名、嘉字の家号 五〇家号

「亀屋」「柏屋」など、縁起のよい動植物の名に一家の繁栄を祈る心を託した家号、また「大福屋」「富屋」などと願望を端的に言つた家号がある。なお、貸座敷や料理屋の佳名家号もここに数えた。

手野村出身の家が「天野屋」、綿屋が「和多屋」と嘉字を借りた家号もある。

⑦ 福神の名を言う家号 四家号

「蛭子屋」「戎屋」「恵比須屋」「大黒屋」

⑧ 商標印家号 五家号

⑨ 「(まる八)」「刃」「かねまん」など。

⑩ 数字家号 一家号 十一屋

この家号については「一六家号の上に見られる命名造語文化」で述べている。

⑪ 家格・役職を言う家号 二家号

「本屋」は本家である。「船庄屋」は遠賀川を航行する多くの川船(石炭その他を運んだ船)に采配を振った役職である。

⑫ 命名の由来未詳の家号 二八家号

命名は当然ある根拠にもとづいてなされるがやがてそれは忘れられ、人々はその名の意味を考えることなく、その家の名として口にする。

以上のように商業社会の家号語彙はその社会の成立事情を見せ、その社会を形成している人々の生活心情を見せている。先の農業社会の家号、また漁業社会の家号との差異は明らかである。

2、諸地域の家号語彙

ここには北海道から沖縄までの諸地の家号語彙を記述してそれらと比較し、地域的特色、地域差などを述べるべきであるが、許されている頁枚は残り少ない。今は地域差についてわずかのことを述べた。これまで、東日本諸地の農村の家号語彙は先祖名家号を主とし、

西日本諸地の農村の家号語彙は居住場所を言う家号を主とすると考える一方、そう言いきれない状況も諸地にあることにも気づいている。今後、海岸域と内陸域、あるいは日本海がわと太平洋がわといった視点での考察も必要かもしれない。

沖縄の家号語彙と本土域の家号語彙とを比較する時は、本土の東部域にことに多く見られる先祖名家号が沖縄には見えないことに注目させられる。もっとも北部の国頭郡今帰仁村の家号には人名を言う家号もあるが、これは現在の家長の名のようである。家長が次の人に移った時、前家長の名を言う家号が続くか否かはたしかめていない。沖縄では分家家号の命名が本家家号を基盤として多様に展開しているのは、日常生活の中で本家家号の關係が重視されていることを映していると思われる。家号語彙の地域的特色、地域差の研究は多くのことが今後に残っている。

三、地域社会生活の中の家号

1、寺小屋の手習手本の家号

家号が近隣社会内の日常の呼称であった時代には、幼い時にそれを学ばせ習得させた社会もあった。山口幸洋氏は「静岡県史民俗篇二(遠江)」(静岡県、一九九一)に「寺小屋などのお手本としてムラ内のイエナを列挙した帳面は各地に残っている」と記している。私は山口県熊毛郡上関町祝島と島根県瀬摩郡仁摩町宅野でそれを拝見した。

祝島の蛭子公雄氏蔵のものには、姓四、家号百二十五、男性名百十一が記されていて、その当時のこの島の家々の呼び名のすべてで

あろうと推察される。表紙がなくてこれの年代は不明であるが、その書体からは江戸後期のものと推察される。この家々の總數二百四十が江戸後期の『防長風土注進案』中の「家數貳百六拾九軒」として違わないこともそれを立証している（この手習い手本が蛭子家に蔵されていることを私に教示したのは、梅光女学院大学日本文学部の卒業生武田三千代氏である）。一方、島根県邇摩郡仁摩町宅野の大原義隆家では百二十五家号を記した手習帳を拝見した。これには「明治八年亥十一月調」とあり、最後には子供の筆蹟で「明治十三年三月 日習あけた 大原由五郎」とあった。成人した暁には近隣の人々と力を合わせてその社会を形成していかねばならない人々に、早くから家号を学ばせておくことは、文字教育をかねた重要な社会教育であったと思われる。

2、家号を歌う遊び歌

一九八二年八月に山形県飽海郡遊佐町吹浦を訪うた私は、一九二五年、横町に生まれた女性から「カーヘ、カンゼン マンキチツ マゴソ、マゴジョロ、ニサブロ、チョークロ」と、横町の家々の家号を歌って遊んだという思い出話を聞いた。（歌の右傍線はアクセントの高音部である）。大人たちがしきりに口にする家々の名は子供たちの耳にも親しいものだったのであろう。もともと一九三九年生まれの女性はこの歌を知らなかった。一九四〇年代にはもはや口にされなかつたのかも知れない。家号を歌いこんだものが子供あるいは大人の楽しみみの歌であったことを記録したもので、私が目にしてゐるのは次のとおりである。

。神奈川県津久井郡三ヶ木地区、屋号の数え歌（明治期のもの、

家号語彙研究の構想

昭和期のもの）（『つくくい町の屋号』津久井町教育委員会、一九九一年）

。ヒコナ唄 静岡県竜洋町掛塚、浜名郡新居町（山口幸洋「言語生活」一九五八年十月、「日本語学」一九九〇年九月）

。京都市南区上鳥羽（旧上鳥羽村）の家号を詠みこんだ羽根突き歌（木村恭蔵『京ことばの生活付京ことば五〇〇語』教育出版センター、一九八三年）

。沖縄県八重山郡与那国町 屋号を数える遊び（『宮良當社全集』15、第一書房、一九八一年）

これらの中には子供たちの遊び歌があり、また大人たちがたむむれに口にして楽しみあつたものもある。いずれにせよ近隣社会内の家号は人々の注目するものであつたことがここに見えている。調査を深めればこれらはこのほかの諸地でも得られ、この習俗も全国的なものであつたことがわかるかもしれない。

3、今日の地域社会生活の中の家号

今日の地域社会生活の中で、家号が日常に人々の口にはびつてゐる社会はさほど多くはないかもしれないが、諸地にあることも社会的な事実である。北海道茅部郡南茅部町尾札部見日は一〇一世帯、人口三五八人（一九九六年現在）の漁業社会であるが、ここでは私の訪うた一九九六年の時点でも家号の使用がきわめて盛んであつた。この家号は家印家号であるが、人々はある個人を話題にのほす時と呼びかけの時も「マルヤマノ トーサン」(㊦のご主人さん)、「ヤマシヨーン カーサン」(金の奥さん)のように呼んでいた。益暮、また慶弔時に贈る金品にはこの家印家号と姓とが記されている。

また墓石の白石には家紋、その前の花立台には家印家号が記されている。

姓を呼ばず家号で呼び合う習俗が今も残っているのは、家々の移動が比較的少なく、都市化のゆるやかな社会である。家号で呼び合う心理について、富山県小矢部市水島の公民館長は「その方が親しみを感じる」と語った。その公民館の発行した、家号入り、家族名入りの地区電話帳には「水島ふれあいページ」と記されている。

今日、電話帳はN T T発行のものが全国的にあるが、これとは別に、町や村、あるいは市の一地区が家号入りの電話帳を持っている所は、私の知るだけでも次のようにある。

- 。北海道茅部郡鹿部町（町役場、九四年）
- 。北海道茅部郡南茅部町（南茅部商工会、九七年）
- 。北海道亀田郡大野町文月地区（町内会、九四年）
- 。岩手県遠野市（農業協同組合、八九年）（有線放送）
- 。新潟県糸魚川市早川地区（農業共同組合、九四年）
- 。水島ふれあいページ（富山県小矢部市水島公民館、九六年）
- 。福井県遠敷郡上中町（町役場、八八年）
- 。福井県三方郡三方町（農業協同組合、七八年）（有線放送）
- 。島根県の諸町村（町役場・農協・商工会・中国出版等。数年ごとに出てゐる）

このように家号入りの電話帳が諸地にあつて、家号が今日の社会生活にも有用であることを証明している。

家号を集録したものとしては、このような電話帳のほかに町村史（誌）の中に記録されたものがあり、また次に記すように家号集と

して刊行されたものもある。

- 。『熊石町の屋号』 北海道爾志郡熊石町青年団体協議会、八九年
- 。『ふじさわ屋号の由来』 長野県飯山市藤沢区ふるさとづくり委員会、九五年
- 。『つくい町の屋号』 神奈川県津久井郡津久井町教育委員会、九一年
- 。『ふじ乃町の地名付屋号』 神奈川県津久井郡藤野町教育委員会、七九年
- 。『中川根の屋号』 静岡県榛原郡中川根町町史研究会、八七年
- 。『御前崎の通り名・家紋・やきばん』 松林久蔵（静岡県榛原郡御前崎町）八七年

これらの家号集には、次第に忘れられようとしている家号を、庶民生活の文化遺産として書き残しておくといった趣旨の序文の添えられたものが多い。たとえば『つくい町の屋号』には「このたび町内各村落の往時の様子を知らぬ一助として、失われつつある屋号をとりあげ」と発刊の辞が述べられ「先人たちが隣人愛や人と人との関係を大切にしてきた歴史の一片をこの屋号編からおくみ取りただければ」とも言っている。

ここに述べたように、近隣社会生活の中で家号は尊重され、あるいは楽しまれてもきたが、この一方に家号のない社会、あるいは忘れ去られている社会もあつて、日本全土を見渡す時にはその様相は単純でない。今後、考察を広め深めていかねばならない。

おわりに

私の家号研究の目指すところは、家号が日本の庶民の「家」意識をどのように映しているか、また庶民の形成してきたさまざまな社会をどのように映し分けているかを明らかにすることである。また、それが日常の家呼称として人々の口にはのびり、ときに学ばれ、また楽しまれても来た状況にも注目して、人々の家号観を考察する。その一方に、家号を庶民の手造りの言語文化と見る視点から、その命名・造語の状態を明らかにしていく。小稿はそのような願いで草したが、今後の充実を期したい。

注

- (1) a 「山陰西海諸島の家称語彙」(梅光女学院大学「日本文学研究」第11号 一九七五)
b 「屋号語彙」(『長門市史 民俗編』長門市 一九七九)
c 「日本海中国島嶼の屋号語彙」(『言語生活』12月号 筑摩書房 一九八一)
d 「島根県隠岐郡五箇村大字郡の屋号語彙」(『日本文学研究』第19号 一九八三)
e 「イナカ(田舎)の門名とウラ(浦)の屋号―下関市安岡地区のばあい―」(『日本文学研究』第20号 一九八四)
f 「島根県隠岐郡五箇村大字郡の分家屋号」(『広島方言研究所』『方言研究年報』通巻26 和泉書院 一九八四)
g 「家の呼び名―福岡市志賀島大字志賀のばあい―」(『西日本文化』21 西日本文化協会 一九八五)
h 「家号―門名・屋号―」(『下関市史民俗編』下関市 一九九二)
i 「家号語彙の研究―島根県瀬戸郡仁摩町大字宅野町の家号語彙―」(『日本文学研究』第28号 一九九二)
j 「山口県阿武郡須佐町社会の場所・家・人の呼称」(『地域文化研究所紀要』8 梅光女学院大学 一九九三)
k 「長崎県志岐郡郷ノ浦町本居の家呼称と隣人呼称」(『地域文化研究所紀要』9 梅光女学院大学 一九九四)
l 「山口県の家名門名屋号」(山口県民俗部会報告書第2号 山口県企画部県史編さん室 一九九五)
m 「山口県の家号」(『山口県史研究』第4号 山口県史編さん室 一九九六)
n 「北海道渡島半島諸地の家印屋号(その一)―茅部郡南茅部町尾札部見日の家印屋号―」(『日本文学研究』第32号 一九九七)
(2) 「日本文学研究」第18号 一九八一
(3) 広島方言研究所編『方言研究年報』通巻第28巻 和泉書院 一九八五
(4) 広島方言研究所編『方言研究年報』通巻第29巻 和泉書院 一九八七
(5) 西日本新聞(二五回 一九八七)